

兵庫県公報

令和6年12月24日 火曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	1

公布された法令のあらまし

◎ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第4号）
職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定等に伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年12月24日

兵庫県人事委員会
委員長 大久保 和 代

兵庫県人事委員会規則第4号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第35条第3項第7号を同項第8号とし、同項第3号から同項第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 在宅勤務等手当

第37条第22項中「100分の98.5」を「100分の101」に、「100分の205」を「100分の210」に、「100分の118.5」を「100分の121」に、「100分の245」を「100分の250」に改め、同条第23項中「100分の46.75」を「100分の48」に、「100分の56.75」を「100分の58」に改める。

附則別表(1)の項から(15)の項までを次のように改める。

	円	円
(1) 採用の日から1年間	36,100	25,300
(2) (1)の期間が満了する日の翌日から1年間	36,100	23,800
(3) (2)の期間が満了する日の翌日から1年間	36,100	22,300
(4) (3)の期間が満了する日の翌日から1年間	36,100	20,900
(5) (4)の期間が満了する日の翌日から1年間	36,100	19,500
(6) (5)の期間が満了する日の翌日から1年間	36,100	18,100
(7) (6)の期間が満了する日の翌日から1年間	33,700	16,600
(8) (7)の期間が満了する日の翌日から1年間	32,500	15,100
(9) (8)の期間が満了する日の翌日から1年間	31,200	13,700
(10) (9)の期間が満了する日の翌日から1年間	30,000	12,300
(11) (10)の期間が満了する日の翌日から1年間	28,700	10,100
(12) (11)の期間が満了する日の翌日から1年間	27,400	7,900
(13) (12)の期間が満了する日の翌日から1年間	26,200	5,700
(14) (13)の期間が満了する日の翌日から1年間	24,900	3,600
(15) (14)の期間が満了する日の翌日から1年間	23,900	1,500

別表第19(1)の項から(27)の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円	円
(1) 採用の日から1年間	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	36,100
(2) (1)の期間が満了する日の翌日から1年間	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	34,000
(3) (2)の期間が満了する日の翌日から1年間	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	31,900
(4) (3)の期間が満了する日の翌日から1年間	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	29,900
(5) (4)の期間が満了する日の翌日から1年間	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	27,800
(6) (5)の期間が満了する日の翌日から1年間	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	25,800
(7) (6)の期間が満了する日の翌日から1年間	370,400	310,000	252,400	185,500	48,200	23,700
(8) (7)の期間が満了する日の翌日から1年間	370,400	310,000	252,400	185,500	46,400	21,600
(9) (8)の期間が満了する日の翌日から1年間	370,400	310,000	252,400	185,500	44,600	19,600

(10) (9)の期間が満了する日の翌日から1年間	370,400	310,000	252,400	185,500	42,800	17,500
(11) (10)の期間が満了する日の翌日から1年間	370,400	310,000	252,400	185,500	41,000	14,400
(12) (11)の期間が満了する日の翌日から1年間	370,400	310,000	252,400	185,500	39,200	11,300
(13) (12)の期間が満了する日の翌日から1年間	370,400	310,000	252,400	185,500	37,400	8,200
(14) (13)の期間が満了する日の翌日から1年間	370,400	310,000	252,400	185,500	35,600	5,200
(15) (14)の期間が満了する日の翌日から1年間	370,400	310,000	252,400	185,500	34,200	2,100
(16) (15)の期間が満了する日の翌日から1年間	370,400	310,000	252,400	185,500	32,800	
(17) (16)の期間が満了する日の翌日から1年間	370,400	310,000	252,400	185,500	31,400	
(18) (17)の期間が満了する日の翌日から1年間	370,400	310,000	252,400	185,500	30,000	
(19) (18)の期間が満了する日の翌日から1年間	370,400	310,000	252,400	185,500	28,600	
(20) (19)の期間が満了する日の翌日から1年間	370,400	310,000	252,400	185,500	27,200	
(21) (20)の期間が満了する日の翌日から1年間	370,400	310,000	252,400	185,500	25,800	
(22) (21)の期間が満了する日の翌日から1年間	370,400	310,000	252,400	185,500	25,200	
(23) (22)の期間が満了する日の翌日から1年間	370,400	310,000	252,400	185,500	24,600	
(24) (23)の期間が満了する日の翌日から1年間	370,400	310,000	252,400	185,500	23,700	
(25) (24)の期間が満了する日の翌日から1年間	370,400	310,000	252,400	185,500	23,100	
(26) (25)の期間が満了する日の翌日から1年間	370,400	310,000	252,400	185,500	22,500	
(27) (26)の期間が満了する日の翌日から1年間	312,200	260,400	204,500	146,700	21,900	

(公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第43条第20項中「100分の98.5」を「100分の101」に、「100分の205」を「100分の210」に改め、同条第21項中「100分の46.75」を「100分の48」に改める。

附則別表第19条の4第1項第1号の職員の款1級の項及び2級の項を次のように改める。

1 級	6,300円。ただし、1号給6,295円
2 級	7,800円。ただし、1号給6,952円、2号給7,029円、 3号給7,105円、4号給7,177円、5号給7,254円、 6号給7,330円、7号給7,407円、8号給7,483円、 9号給7,555円、10号給7,609円、11号給7,659円、 12号給7,708円、13号給7,758円

附則別表第19条の4第1項第2号の職員の款1級の項及び2級の項を次のように改める。

1 級	5,900円
2 級	7,700円。ただし、1号給6,952円、2号給7,029円、 3号給7,105円、4号給7,177円、5号給7,254円、 6号給7,330円、7号給7,407円、8号給7,483円、 9号給7,555円、10号給7,609円、11号給7,659円

別表第14第19条の4第1項第1号の職員の款1級の項及び2級の項を次のように改める。

1 級	9,000円。ただし、1号給8,995円
2 級	11,100円。ただし、1号給9,931円、2号給10,039円、 3号給10,147円、4号給10,255円、5号給10,363円、 6号給10,471円、7号給10,579円、8号給10,687円、 9号給10,795円、10号給10,867円、11号給10,939円、 12号給11,011円、13号給11,083円

別表第14第19条の4第1項第2号の職員の款1級の項及び2級の項を次のように改める。

1 級	8,400円
2 級	11,000円。ただし、1号給9,931円、2号給10,039円、 3号給10,147円、4号給10,255円、5号給10,363円、 6号給10,471円、7号給10,579円、8号給10,687円、 9号給10,795円、10号給10,867円、11号給10,939円

(会計年度任用職員等の給与等に関する規則の一部改正)

第3条 会計年度任用職員等の給与等に関する規則(令和元年人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第13条第1号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 在宅勤務等手当に相当する加算報酬の月額

第13条第2号中「勤務時間で除して得た額に」の右に「在宅勤務等手当に相当する加算報酬の月額を21で除して得た額に第3条第2項の規定によるその者の1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額及び」を加え、同号ア中「エ」を「オ」に改め、同条第3号中「合計額に」の右に「在宅勤務等手当に相当する加算報酬の月額を162.75で除して得た額及び」を加え、同号ア中「エ」を「オ」に改める。

第18条第4項中「100分の122.5」を「100分の125」に改める。

第18条の2第1項中「、基準日前」を「、基準日以前」に改め、同条第2項中「100分の102.5」を「100分の105」に改め、同条第8項中「100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の205」を「100分の210」に改める。

第31条の2第2項中「100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の205」を「100分の210」に改める。

第40条第1項第7号を同項第8号とし、同項第3号から同項第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 在宅勤務等手当

第41条の2第2項中「100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の205」を「100分の210」に改める。

(職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第4条 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（令和元年兵庫県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則別表(1)の項から(15)の項までを次のように改める。

(1) 採用の日から1年間	36,100															
(2) (1)の期間が満了する日の翌日から1年間	33,000	33,000														
(3) (2)の期間が満了する日の翌日から1年間	29,900	29,900	29,900													
(4) (3)の期間が満了する日の翌日から1年間	26,800	26,800	26,800	26,800												
(5) (4)の期間が満了する日の翌日から1年間	23,700	23,700	23,700	23,700	23,700											
(6) (5)の期間が満了する日の翌日から1年間	22,700	22,700	22,700	22,700	22,700	22,700										
(7) (6)の期間が満了する日の翌日から1年間	21,600	21,600	21,600	21,600	21,600	21,600	21,600									
(8) (7)の期間が満了する日の翌日から1年間	18,500	18,500	18,500	18,500	18,500	18,500	18,500	18,500								
(9) (8)の期間が満了する日の翌日から1年間	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500							
(10) (9)の期間が満了する日の翌日から1年間	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400						
(11) (10)の期間が満了する日の翌日から1年間	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300					
(12) (11)の期間が満了する日の翌日から1年間	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200				
(13) (12)の期間が満了する日の翌日から1年間	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200			
(14) (13)の期間が満了する日の翌日から1年間	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	
(15) (14)の期間が満了する日の翌日から1年間	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する規則の規定、第2条の規定による改正後の公立学校教育職員等の給与に関する規則の規定、第3条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与等に関する規則の規定及び第4条の規定による改正後の職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。
(令和6年6月に支給される第1号会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の額)
- 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年兵庫県条例第8号）第2条に規定する第1号会計年度任用職員で令和6年12月に同条例第6条の規定による期末手当を支給されないものの同年6月の期末手当の額及び同条例第6条の2の規定による勤勉手当の額は、第3条の規定による改正後の会計年度給与規則第18条第4項及び第18条の2第2項並びに附則第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。